

令和3年度

第18回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和3年12月24日（金）
開会13時30分 閉会15時6分

場 所 教育委員室

令和3年度
第18回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案

令和4年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

第2号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正
について

第3号議案

教職員の懲戒処分について

第4号議案

教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

① 大分県学校教育情報化推進計画「ICT活用教育推進プラン2022」
の策定について

② 佐伯鶴城高校における転落事故について

③ 青少年の家における体験活動について

(3) 協 議

① 令和4年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

② 大分県教育実践者表彰について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	高 鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	教育次長	渡 辺 登
	教育次長	久保田 圭 二
	教育次長	米 持 武 彦
	参事監兼教育財務課長	山 上 啓 輔
	参事監兼学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	教育改革・企画課長	重 親 龍 志
	教育デジタル改革室長	神 崎 文 隆
	教育人事課長	大 和 孝 司
	義務教育課長兼幼児教育センター所長	武 野 太
	高校教育課長	三 浦 一 雄
	社会教育課長	後 藤 秀 徳
	香々地青少年の家所長	後 藤 裕 之
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課 主査	末 松 敬 雅

2 傍聴人

4 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、議題ごとに、関係課長のみ入室しますので、よろしくをお願いします。

(岡本教育長)

それでは、ただ今から、令和3年度第18回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、林委員をお願いします。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時を予定していますので、よろしくをお願いします。

議 事

(岡本教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、第3号議案、第4号議案及び協議②については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第3号議案、第4号議案及び協議②については、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、その後、非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 令和4年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「令和4年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

「令和4年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」説明します。

この異動方針は、教育庁本庁、地方機関及び学校を除く教育機関の職員の定期人事異動にあたり、「第1 基本方針」「第2 昇任等」「第3 異動」「第4 退職」の4項目について、毎年方針を定めているものです。

資料5ページの新旧対照表をお開きください。

右側が令和4年度の異動方針(案)となっており、昨年度からの主な変更点、2点について、説明します。

まず、1点目は「第2 昇任等」の第5項、「昇任推薦基準」についてです。

若手職員のマネジメント力の育成等を図る観点から、昇任時期の前倒しなどの見直しを行うものです。この方針には記載がありませんが、具体的には、係長級、課長補佐級、課長級への最短の昇任年齢について、1歳前倒しを考えています。また、第6項「昇格」については、同様の理由から、資料6ページの1行目にあるように、主幹から課長補佐への昇格に要する期間を1年短縮するものです。

2点目は、「第4 退職」の3番目、「定年引上げ」についてです。

現在、60歳の定年を65歳に引上げる改正地方公務員法が本年6月に成立し、施行期日が令和5年4月1日となったことから文言を修正するものです。

その他、字句の修正を行っています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

次に、第1号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

第2号議案について説明します。資料の1ページから8ページは議案書、9ページから29ページは新旧対照表となっておりますが、説明は、30・31ページで行います。

資料30ページをお開きください。

「1 改正を行う規則」ですが、あわせて3つの規則が改正対象となっております。これらは、「2 改正理由」にあるように、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、不妊治療のための休暇の新設等を行うとともに、その他所要の改正を行うものです。

国家公務員について、人事院勧告を受け、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために、常勤職員及び非常勤職員ともに不妊治療のための休暇等を新設することとなり、本県でも国家公務員に準じて同様の休暇等を新設するものです。

「3 主な改正内容」については、資料31ページをご覧ください。

一番上の表の「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」については、正規職員に対して不妊治療のための休暇を有給休暇として新設するものです。

次の表の「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則」については、正規職員に準じて不妊治療のための休暇とともに、出産補助休

暇と育児参加休暇についても有給休暇として新設するものです。また、現在無給休暇となっている産前・産後休暇を有給休暇に変更したいと考えています。

一番下の表の「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則」については、会計年度任用職員と同様に、不妊治療のための休暇とともに、出産補助休暇と育児参加休暇を有給休暇として新設するものです。

なお、臨時的任用職員の産前・産後休暇については、令和3年4月1日に無給休暇からすでに有給休暇に変更しています。

3つの規則に共通して新設する不妊治療のための休暇については、「原則年5日」の取得が可能となり、頻繁な通院を要する場合は5日を加算し、「年10日」の取得が可能となります。

その他の改正については、資料30ページの「3 主な改正内容」の(2)②と(3)②の「その他所要の改正」にあるとおり、各種様式の改正等を行います。

施行期日は、令和4年1月1日からとしています。

また、今回の改正は、知事部局と同様の内容となっています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

様式でEメールアドレスが記載欄に追加されていますが、職場のアドレスとなるのか、個人のアドレスとなるのかを教えてください。

(二村課長補佐(総括)〔教育人事課〕)

申込みの際に記入してもらうもので、受け付け後に連絡をとる場合がありますので、個人のアドレスとなります。

(鈴木委員)

社会保険から、6割程度の出産に関する手当金が支給されますが、これまでは支給がなかったのですか。

(長澤主任〔教育人事課〕)

会計年度任用職員については、現在は無給となっており、加入している健康保険から出産手当金が支給されています。

(鈴木委員)

また、6割程度の手当金が育児休業中に支給されますが、正規職員はどうなっていますか。

(二村課長補佐(総括)〔教育人事課〕)

正規職員は、共済組合から支給されています。今回の改正は、会計年度任用職員を対象とした産前・産後休暇に関する改正となっています。

(鈴木委員)

安心して出産できる環境を整えることは、とても大事なことだと思います。働くことができず収入がなくなると、不安が大きくなるので、今回の改正は、良いことだと思います。出産補助休暇は2日間と短いですが、もう少し長くなると良いと思います。出産後、元の体に戻していくのは大変負担となるので、配偶者がもう少し長く休み、看護できるようになってほしいです。出産した人が休むことは当然ですが、それをサポートする人も大変だと思うので、休暇を取得できるようになると良いと思います。

(大和教育人事課長)

休暇制度については、各県の取り扱いを参考にしながら組み立てをしているので、国や先進自治体の動向を見ながら検討していきます。

(鈴木委員)

大分県の取り扱いが、他県の休暇の期間と比べて短いということはないのですか。

(渡辺教育次長)

今回の改正は、国の人事院勧告に準じて、県の人事委員会勧告に基づいて行っており、国家公務員と同様の制度となっています。

(鈴木委員)

全国も同じような制度となっているのですか。

(渡辺教育次長)

全国も同様となっています。

(岡本教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 大分県学校教育情報化推進計画「ICT 活用教育推進プラン2022」の策定について

(2 課室〔教育改革・企画課、教育デジタル改革室〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第1号「大分県学校教育情報化推進計画『ICT活用教育推進プラン2022』の策定について」教育デジタル改革室長から説明をしてください。

(神崎教育デジタル改革室長)

資料の1ページをご覧ください。

「ICT活用教育推進プラン2022」の策定について、説明します。

「1. これまでの経緯」です。平成25年度から「大分県教育情報化推進戦略」を策定し、本県の教育情報化を推進していますが、現行の「ICT活用教育推進プラン2020」の期間が、令和3年度末までとなっていますので、これまでの取組の成果と課題、国の動向等を踏まえ、新プランを策定するものです。

「2. 「プラン2022」の策定の方向性」です。この計画は、「大分県長期教育計画」の情報化の部分を具体的に推進するためのプランですので、目的と4つの基本方針は、現行プランから引き継ぎます。また、計画期間は、同計画と合わせて、令和6年度末までの3年間としています。教育情報化推進委員会で進捗管理を行うとともに、デジタル化の動きは早いため、適宜、必要な見直しを行います。

「3. 「プラン2020」の取組で残った課題」です。

【基本方針1】では、ICTを活用する機会のばらつきや、1人1台端末の持ち帰り。【基本方針2】では、教員のICT活用指導力に差があることや、校内で教員を支援する体制が十分でないこと。【基本方針3】では、安定したネットワーク運用や、学校・家庭以外での安全なネットワーク環境の少なさ。【基本方針4】では、ICT支援員等の人材確保や、学校情報セキュリティポリシーの見直しといった課題が残りました。このため、これらの課題に対しては、各々目標指標を設定し、課題解決に取り組んでいきます。

「4. 新プランによる取組の3つの新たな視点」については、これまでの4つの基本方針に、3つの新たな視点を加えております。

資料2ページをご覧ください。

別表1は、タテ軸に4つの基本方針、ヨコ軸に3つの主な取組を整理しています。重複する取組については、「(再掲)」と表記しています。その主なものをご紹介します。

GIGAスクール構想の推進では、1人1台端末やデジタル教材等を効果的に活用した授業の推進、合わせて、子どもたちの学びを止めない緊急時の学習支援や不登校傾向の児童生徒の学ぶ機会の確保に取り組みます。

また、教員のICT活用指導力の向上に向け、教育センターの教職員研修や、喫緊の課題に対応したオンライン研修等の充実はもとより、ICT教育サポーターを育成し、県立学校の授業改善を支援します。併せて、情報共有サイトを開設し、ICTを効果的に活用した優良授業事例を公開します。

先端技術を活用した教育の推進では、IoT、ビッグデータ、AIといった先端技術の活用や遠隔教育等を推進します。

また、全国学力学習状況調査のCBT化や教育データの利活用に向けた環境整備を進めます。

働き方改革の推進では、校務支援システムの導入、次期仮想システムの機能・性能強化を図るとともに、ICTプラットフォームを構築し、教員のサポート体制を強化します。

資料3ページには、事前にご指摘いただいた用語の説明を記載しています。「ICT活用教育推進プラン2022」の本編には、ページごとに用語の解説を記載しています。

資料1ページに戻っていただき、下段の「5. 「プラン2022」を周知するための工夫」をご覧ください。

「ICT活用教育推進プラン2022」を、広く周知するため、字数を減らし、二次元コードの導入、課題解決を図る目標指標の設定、リーフレットの作成に取り組みます。リーフレットについては、今年度で閉校となる国東高校双国校の総合ビジネス科の生徒の皆さんに、レイアウトや配色、イラストといったデザインの作成をお願いしているところです。

最後に、「6. 策定までの主なスケジュール」です。

これまで、教育情報化推進委員会や作業部会を開催し、検討してきました。年明け1月25日に市町村教育委員会教育長が参加する情報化推進本部会議において新プランを報告し、大分県全体でプランを推進していきたいと考えています。

そして、二次元コードで読み取れる毎年度の取組等を整備し、2月の来年度予算案公表後、ホームページ等で公開していく予定です。

以上で説明を終わります。

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

全国学力テストのCBT化は、どんなことが必要になるのですか。

(神崎教育デジタル改革室長)

国が実験を始めていて、今年度募集があり、県立学校では、大分豊府中学校、別府支援学校、玖珠美山高校で、どういったやりとりができるか実験していくという段階です。国は、令和6年度からの実施に向け、段階的に取組を広げていく予定になっています。

(鈴木委員)

学校C I Oとは何ですか。

(神崎教育デジタル改革室長)

学校での一番の責任者ということで、校長先生になります。

(鈴木委員)

用語解説もついて、非常にわかりやすくなりました。ありがとうございます。

(林委員)

大学によっては、2年くらいリモート授業を行っています。高校生、中学生も対応できるようになっており、タブレット端末を活用して、双方向で授業を行うことを進めてほしいのですが、県内では今どのような状況になっていますか。

(神崎教育デジタル改革室長)

タブレット端末は、授業の中で使うというのが基本となっています。遠隔授業については、全ての学校で行っている状況にはありませんが、専科教員を配置していない学校が、専科教員を配置している学校とつないで、一緒に授業を行う取組等が行われています。

また、不登校傾向の子どもに対して、授業を配信する取組を行っている学校もあり、タブレット端末の活用は広がってきています。

(岡本教育長)

一人一台端末の持ち帰りの状況を説明してください。

(神崎教育デジタル改革室長)

タブレット端末の持ち帰りについては、かなり進んできており、県立学校は日常的に行っています。市町村立学校についても、市町村によっては、セキュリティの問題などがありましたが、これも徐々に整備されており、大分市と国東市が3学期から新たに持ち帰りを始める予定となっています。

(林委員)

今の大学生も大変だと思うのですが、子どもたちが困らないように、G I G A スクール構想を進めてもらえたらと思います。

(高橋委員)

用語解説は、地域の商店街などに配ってもよいと思います。I C Tを使ったいろいろな教材がありますが、無料で使える教材について、教職員の方が試して使用し、さらに、これを生徒の端末にも入れて使うところもあると思います。ただ、

家庭に持ち帰ってまでは使っていないという話を聞きました。県内の小・中・高校生において、何%くらいが使っていますか。

(神崎教育デジタル改革室長)

各県立学校では持ち帰りをしていますので、100%に近いと思います。市町村立学校の方は、家庭への持ち帰りをセキュリティやWi-Fi環境の関係で認めていない場合もありますので、家庭での活用率はわかりません。

(高橋委員)

学校の先生方は、ICTの活用について、得意な人ばかりではないと思いますが、レベルアップも含めて、講習会や研修をしているという話を先日聞いたので、それはいいと思います。しかし、生徒からの質問やフリーズした時にすぐ対応できる先生がまだ少ないと思いますので、先生方も素早い対応ができるようにスキルアップしていただけたらと思います。

(神崎教育デジタル改革室長)

教職員のスキルアップは、学校現場での指導が大事になりますので、12月の議会で承認いただきましたICT教育サポーター、これを全県立学校に、来年の早い時期から、週一回は派遣できるように準備を進めているところです。

市町村立学校についても、ICT支援員の配置について、協力要請をしています。まず、県立学校からのスタートにはなりますが、市町村がプラットフォームと一緒に取り組んでいきたいということであれば、参加校を増やしていくことも可能ですので、連携しながら進めていきたいと思います。

(岩武委員)

デジタル教科書についてですが、今後どうなっていくのですか。小・中学校においては、どのような形で導入されていくのですか。小・中学校の教科書については、国による費用負担となりますが、デジタル教科書になっても機材も含めて国庫負担になるのですか。

不登校傾向の児童生徒の学ぶ機会の確保のために、ICTの活用を考えているのだと思いますが、もし、高校に積極的に導入した場合、高校には単位認定があります。一定の出席が条件になります。このことについて、すでに議論されているのか、教えてください。

(神崎教育デジタル改革室長)

デジタル教科書については、徐々に拡大していくというのが国の方針であり、令和6年度から全教科に導入という話があります。費用負担の在り方については、まだ国において検討段階です。紙とデジタルの両方を国庫負担にするのか、一部有償とするのかは、議論されている段階で結論は出ていません。

不登校児童生徒に対する単位認定ですが、オンライン授業を行う場合は、原則

として双方に教員がいないと単位認定できません。送り手側にも、受け手側にも教員がいることが原則になっていますので、授業としては認定されないのではないかと思います。

高校教育課所管の事業である「コア・ハイスクールネットワーク」など、専科教員がいなくても、特別な認定を受けた上で行う取組もありますので、このような取組の不登校児童生徒に対応するものが、今後、国から示されるのかもしれませんが。

(岩武委員)

あくまでも現段階では、補助的なものということですね。

(神崎教育デジタル室長)

つながっているということが大事だと思います。つながることによって、学校に行ってみようとなり、徐々に段階を踏んで登校できるようになればいいと思います。

(重親教育改革・企画課長)

オンラインを使った授業の単位認定については、高校の場合は、神崎室長の説明のとおり、発信側と受信側に教員がいることが必要となります。高校の場合、発信側は担当の教科の先生でなければなりません。受信側は、その教科でなくても、その学校の先生であればよいというのが制度化されています。

ここまでが原則の話となりますが、これを受信側は、先生でなくてもよいのではないかということ、を、「コア・ハイスクール」の中で実証検証されている段階です。自宅に端末を持って帰って、遠隔でつないだ授業を、授業単位として認めるかどうかは、原則としては認められないのですが、不登校や自宅療養、病院で過ごさざるを得ない生徒に対しては、一定の要件を満たし、校長が認めるのであれば、正規の授業として単位にカウントできるようになっています。これが現状です。

(米持教育次長)

デジタル教科書については、教科書が4年おきに変わるという中で、今、小学校が2年目です。今は、全国で約4割の小・中学校がデジタル教科書を導入しているという状況で、来年度からは、全ての小・中学校は、小学校5年生以上にデジタル教科書を導入できるようになる見込みです。英語は必ず導入で、さらにプラスして他の教科も導入できるという方向で検討が進められていると思います。

再来年が教科書の採択替えの時期になっており、この時期を見据えて、令和6年度から全面実施をどのようにするかという話だったと思います。一人の子どもに対して、紙とデジタルの2つの教科書を配布しなければならないというのが今の制度なので、この制度が変わらない限りは、どちらかを選ぶ、あるいは国が何らかの形でどちらかを提供するといった方向になろうかと思います。

不登校の話ですが、先日、熊本市立本荘小学校に視察に行ってきました。本荘小学校は、「オンライン学習支援校」という形にしています。特例校制度で、全体の授業時数を少し減らし、その中で教育課程を修了するようにして、オンライン授業も可にするということをやろうとしています。来年度から本格実施ということで、100名程度を想定していると聞きましたので、熊本市のこの取組の動向は、本県が、今後、どのように取り組むのかの検討材料になるかと思います。

(鈴木委員)

私は、大学生2人、中学生1人、小学生1人の子どもがいます。大学生は、オンライン授業が主で、週に1回か、1日に1限だけ対面授業となっています。これで単位がとれるようになっているのですが、学生からの課題提出は、教務(事務職員)が受けとるようになっており、教務から先生に連絡ができてなく、課題を提出していないとされるようなトラブルが起きています。

また、双方向の授業を行おうとすると、人数が多すぎて、通信が途中で途絶えてしまい、そこからオンデマンド配信になってレポートを提出することで、授業としてカウントされるようになっています。授業料を払う保護者としては、非常に腹立たしいことです。このようなことで、きちんと子どもが勉強できているのか、私は疑問に思っています。

大学の先生の中には、ICT機器の使用に不慣れな方もいるようで、すごく大事な授業なのに、通信が止まってしまい、そこで情報が得られないというような困った状況もあるようです。

今後、どのようなことが起きるかわからないので、今、大分県教育委員会がやっているような取組をきちんと確立し、卒業したという資格が確実に得られるようにしていかなければならないと思います。

② 佐伯鶴城高校における転落事故について

(4課〔教育改革・企画課、教育財務課、学校安全・安心支援課、
高校教育課〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第2号「佐伯鶴城高校における転落事故について」高校教育課長から説明をしてください。

(三浦高校教育課長)

大分県立佐伯鶴城高校における清掃活動中の転落事故について、説明します。
資料1ページをご覧ください。

事故の概要ですが、事故は、令和3年12月3日(金)8時35分、佐伯鶴城高校教室棟3階の選択教室において、朝の清掃の時間に、2年生男子生徒が高さ

約1メートルのロッカーの上に乗る、エアコンのフィルターを取り付ける際に転落したものです。

転落時に、後頭部を近くの椅子の背もたれ及び床に打ち付けたものとみられ、搬送先の佐伯市内の医療機関から由布市内の医療機関へドクターヘリで搬送され、緊急手術を行いました。事故当日の12月3日、生徒は手術を終え、現在も治療を継続しています。

今回の状況を確認すると、エアコンのフィルター清掃は以前から生徒が行っており、今回も朝礼時、生徒に対してエアコンのフィルターを清掃するよう学校から指示をしています。

事故後の対応として、各学校に対しては、事故当日のうちに、「校内における児童生徒の事故防止の徹底について」通知を行い、校内の施設・整備の安全確保に万全を期するよう注意喚起をしたところです。

また、スクールカウンセラー等を佐伯鶴城高校に派遣し、事故があった教室にいた生徒や関係する教員の心のケアを行っています。さらに、県教育委員会による事故現場調査を行い、12月20日、再度各学校に対して、改めて再発防止策等について通知を行ったところです。加えて、来月（令和4年1月）、管理職を対象とした危機管理研修を実施し、事故防止の徹底に努めていきます。

以上です。

（岡本教育長）

ご質問・ご意見はありませんか。

（林委員）

学校の安全点検を行ったということですが、学校から何か危険個所の報告はありましたか。

（三浦高校教育課長）

今回は、フィルター清掃について各学校に確認しました。フィルター清掃については、清掃時に生徒が行っている学校や、業者に委託している学校など、様々な状況がありました。今後も、学校の危険個所の情報について共有し、事故の防止に努めたいと考えています。

（林委員）

床が湿りやすいなど、改めて、学校からそのような報告などはなかったでしょうか。

（三浦高校教育課長）

今回は、細部な場所については確認していません。今回はフィルター清掃についての調査を行いました。その他の学校の危険個所については、別途、確認していきたいと思っております。

(林委員)

今後、雪も降りますし、寒くなるといろいろな問題が起きてくることもありますので、よろしくお願いします。

(山上参事監兼教育財務課長)

教育財務課の建築専門の職員が建築基準法に基づく学校点検を行っています。学校の危険な場所を常時確認し、学校に指導を行っています。

(岩崎委員)

今回、学校に通知した内容と平成26年2月に学校に通知した内容の違いを教えてください。

(三浦高校教育課長)

平成26年の通知は、窓際のロッカーに上って作業を行わないようにするという内容でした。今回の通知は、フィルターの交換時に起きた事故ということ踏まえ、今後はこのような作業を生徒が行わないようにするなどの具体的な指示を行っています。

平成26年の事故は、外へ転落するという状況だったので、それを注意喚起することが通知の主な内容でした。今回は、事前に安全な清掃方法を指導し徹底するという内容のほか、その他についても安全配慮をしっかりと行うよう、幅広く注意喚起を促す内容を通知しています。

(岩崎委員)

事故後の対応として、再発防止のための通知においては、学校側が安全配慮義務を果たすという観点からすると、ある程度、汎用性のある注意喚起や指示をしなければならぬと思います。平成26年の通知は、外部転落の事故に対するものということで、注意喚起が限定的な内容になっていた可能性があるのではないかと危惧しています。児童生徒が学校現場で危険箇所での事故や危険な行動による事故に遭うことを未然に防ぐという意味で、注意喚起する内容について配慮していただきたいと思います。

(岩武委員)

被害生徒が、一日でも早く良くなるように、お祈りしています。ご両親のことを思うと胸が締め付けられます。

このようなフィルター交換での事故が起きると、そのことについては、すごく気を付けて事故が起これないようにするのですが、また違う形での事故がいつ起きるかはわかりません。できるだけ早く、危険箇所と思われる場所がないのか確認する必要があるかと思います。以前、玖珠美山高校のゴミ保管庫でも事故があり、予想が難しいことが大きな事故につながっています。学校の教職員が、どの

ような方法であれば見落としなく危険箇所を確認できるのか、汎用性のある対策をとるべきではないかと思えます。今回のような事故が二度と起こらないように、お願いします。

(山上参事監兼教育財務課長)

施設・設備に関しては、学校で日常点検するように指導しています。目視での点検や、鉄でできているものは揺らすことなどを毎年の研修会で説明し、また、点検マニュアル等を配備するなど、学校側で実施することを徹底しています。

玖珠美山高校の事案は、報告がなかったなどの問題点がありました。その反省も踏まえ、危険箇所を発見したら校長に報告し、その後、教育財務課に速やかに連絡をして、至急対応を行うことなどを徹底しています。

(高橋委員)

事故現場にいた生徒に対して、スクールカウンセラーを派遣し対応を行っていますが、その生徒の現在の様子は、どのような状況ですか。

(三浦高校教育課長)

現場にいた生徒たちは落ち着いており、通常どおり学習活動を行うことができます。

③ 青少年の家における体験活動について

(3課所〔教育改革・企画課、社会教育課、香々地青少年の家〕入室)

(岡本教育長)

次に、報告第3号「青少年の家における体験活動について」社会教育課長及び香々地青少年の家所長から説明をしてください。

(後藤香々地青少年の家所長)

資料1ページをご覧ください。

香々地青少年の家は、来年で創設から50年を迎えます。その運営にあたり以下の4点を拠所としています。

- ① 青少年の自然環境の中での野外生活や団体宿泊生活
- ② 規律・協同・友愛・奉仕等の尊さを体験的に学習
- ③ 情操や社会性の涵養・健康でたくましい心身の育成
- ④ 第2の学校・直営の強み

①～③は、施設要覧の初刊に明記されていたものです。青少年の野外生活・団体宿泊生活、体験的な学習、たくましい心身の育成、この点はしっかりと引き継いで行きたいと考えています。そして、④が今後についてです。平成26年の大

分県行財政改革推進委員会の中で、第2の学校として直営の強みを生かすべきということが議論されました。それを肝に運営をしているところです。

施設の概要ですが、昭和48年に開所し、来年50年目を迎えます。宿泊施設に加えて、プラネタリウムやキャンプ場を擁する海岸が人気の施設となっています。

運営の方針と強化策については、先ほど説明をした運営の拠所である4点をまとめて今年度の運営のポリシーとして「少年自然の家創設の理念を継承しつつ、現代的な課題に対応する教育機関」としています。これを基に以下の3点、「地域とともにある施設づくり」「体験活動の教育センター」「芯の通った組織運営」これを柱とし、目標に定めて運営をしているところです。

事業については、資料の中段の左半分が学校教育や社会の課題に対応するものです。右半分がいわゆる社会教育や生涯学習的な事業、県民の体験活動の機会拡充となるものです。左の方は、まず学校の集団宿泊活動です。グラフにありますが、「のつはる」を利用する大分市内の小学校を除いた大分県内の小学校において、83%が香々地青少年の家と九重青少年の家を利用しています。中学校についても、大分市内の中学校を含めて約半数が利用されているということで、役割はとても重たいと思っています。そこで、小学校における2泊3日のモデル事業を実施しているところですが、これについては、後ほど、社会教育課長から説明をします。

また、平成6年から不登校傾向にある児童生徒に対応した事業も行っています。今年度は、新しく夏休み中に4泊5日という取組も始めました。大分市内のフリースクールも加わり、49名の子どもが参加しました。昨年度の参加者の登校状態を追跡で調査したところ、48.4%の子どもが改善状況にありました。資料の写真にあるのは、「メンタルフレンド」として協力をいただいている、大分大学の学生です。

さらに、児童養護施設、あるいは、ひきこもりやニートに対するサポートステーションを支援しています。児童養護施設は県内に9施設ありますが、今年度は5施設が17日間ご利用いただきました。また、サポートステーションは毎年4泊5日で利用していますが、香々地青少年の家の職員がしっかり寄り添って対応しています。

県民の体験活動についてですが、「生き生き自然体験キャンプ」や「キッズアドベンチャートレイル」は、子どもが親元を離れて自分たちだけで仲間と生活をするという、従来の少年自然の家が大事にしてきた事業です。「生き生き自然体験キャンプ」は、この後、動画で紹介しますが、この自然体験キャンプの後のアンケートによると、「生きる力」という国が定めた指標のポイントが上昇しています。それから、保護者への啓発ということで、家族で参加する「ネイチャーファミリーデイズ」を年10回実施していますが、この中で今年度はSDGsも啓発しています。

また、事業の運営面での工夫ですが、今年度は、「海の学校」ということで広報しました。40のイベントを実施して、約1,000人の参加がありました。

「教育だより」でも広報をしております。9月からは、「山の学校」ということで、28のイベントを実施中です。

また、キャンプ場の利用についても広報で工夫をしたところ、2年前が5団体175人だったのが、今年度は172団体1,856人が利用しています。資料の下部には、今年度始めた取組を列挙しております

では、「生き生き自然体験キャンプ」の動画をご覧ください。

< 動画による説明（約2分） >

（後藤社会教育課長）

それでは、「集団宿泊活動を通じた教育課程への対応、小学校における2泊3日のモデル実施」について、資料2ページ「豊かな体験活動推進事業」で補足説明をします。

「1 事業実施の背景」ですが、(1)のとおり「青少年の体験活動等に関する実態調査」において、自然体験を多く行った子どもほど、自己肯定感が高いことが示されています。

一方、(2)のとおり、本県の場合、小学校における宿泊体験活動は、9割が1泊2日の実施になっています。1泊2日では、バスでの移動時間を差し引くと、体験活動の時間が十分に確保できないという課題があります。

これらの実態を踏まえ、平成30年に、大分県社会教育委員会議から「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方」が建議されました。建議では「体験活動の有用性を分析したプログラムの開発」、特に「教育課程を支援する体験活動」として、2泊3日以上宿泊体験活動プログラムの提供が示されました。これを受け、令和元年度から「豊かな体験活動推進事業」を実施してきました。

「2 事業の概要」の「(2) 取組内容」についてですが、宿泊体験プログラム作成にあたっては、実施校の学校目標や学年目標、活動を通して児童に身に付けさせたい力、教科との関連を踏まえ、学校と香々地・九重青少年の家、当課の社会教育主事・指導主事が共同で作成します。

また、教職員に対して、活動の様子を観察、プログラム作成演習などを通して、体験活動の企画力を高める研修を実施しています。年度末の事業報告会で普及を図ります。

2泊3日で行う、この事業のねらいは4点です。

一点目は、「話し合い、振り返りの充実」することで、仲間と共に課題解決に向かう姿勢を身につけます。

二点目は、「トライ&エラーの繰り返し」を通して、より多くの達成感や成功体験を積み重ねます。

三点目は、「各教科と関連付けた体験活動」では、例えば、体験活動のまとめを国語科の「新聞づくり」、森林での環境学習を社会科の「林業」に位置づけたりします。

四点目は、「外部講師を活用」することで、専門家の指導による子どもの深い

学びが期待できます。

実施校数は、「4 実施校数（令和3年度は予定を含む）」のとおりです。

事業の成果は、I K R 評定用紙を活用しています。I K R 調査には28項目の中に「自分のことが大好きである」「多くの人に好かれている」という、本事業の目的である「自己肯定感」を測る設問があります。活動の前後を比較すると、いずれの設問に対しても伸びが見られ、自己肯定感の向上が確認できています。

今後は、3年間の成果を「大分県版宿泊体験活動の手引」としてまとめ、2泊3日の宿泊体験活動の更なる推進につなげていきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

（鈴木委員）

私は、小学校5年生の子ども（4男）がいます。豊後大野市は海がないので、海の体験をさせるために、今年、香々地青少年の家へ宿泊体験に行く予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、結局、九重青少年の家に行きました。1泊2日でしたが、親元を離れて一晩過ごすことは、おそらく、ほとんどの子どもが初めての経験だったと思います。たった1泊しただけでも、帰ってきた子どもの顔が全然違っていて、すごく成長を感じました。ちゃんと教育を受けに行っているという感じがして、宿泊体験は、とても効果があるということが子どもの顔でよくわかりました。

今まで、上の子どもたちは、佐伯のマリンカルチャーセンターで宿泊体験をしていました。マリンカルチャーセンターが休館となり、さらに、今後、解体されるということで、そのことを大変惜しんでいます。未だに、楽しかった思い出が子どもたちの心の中に残っているようです。

学校で授業を受けることは大切だと思います。しかし、学校の外で学ぶことや、いろいろな体験をすることの方が、大切な場合もあるので、体験活動はしっかり取り組んでほしいです。そして、できたら少し長めに、バスで過ごしている時間の方が長かったということにならないようにしてほしいです。カリキュラムを宿泊体験の中に組み込み、教室が外にあるという形でできれば、よいのではないかと思います。

是非、子どもたちにいろいろな体験をさせてほしいです。家庭の事情によって子どもの体験が左右されてしまうのではなく、公共施設を利用して、みんな同じように受けさせてあげることが大事だと思うので、是非、取組を進めていただきたいと思います。

（岩武委員）

大分県の体験活動の実施状況で、これほど1泊2日に偏っているのは、何が原因ですか。少し不思議な感じがします。

（米持教育次長）

おそらく授業時数の確保ということで、3日分というと、8×3の24時間使

うこととなります。それと先生自身が体験活動のプランニングが難しいことがあります。今では、施設の職員と協力しながら活動計画を考えられるようにしていますが、これまでは、どちらかと言えば先生主導で行ってきたので、プランニングが難しいため、1泊2日が増えてきたということだと思います。

(岩武委員)

では、その当たり前の考え方を今後変えていかないと、体験活動の実績が伸びていかないと思います。4泊5日以上でなくとも、2泊3日や3泊4日の体験活動でも、子どもたちに成果があれば、素晴らしいことだと思います。

香々地青少年の家をこの前利用させていただきましたが、とてもきれいになっていて、トイレも洋式になっていて利用しやすいと思いました。

県内において、教育合宿などで利用できる施設が少なくなっており、香々地・九重青少年の家ぐらいなので、多くの学校が利用を希望すると、受入が難しくなるかもしれませんが、日数も増やしてもらいたいと思います。

(米持教育次長)

泊数を増やす方法として、先ほど話があった「大分県版宿泊体験活動の手引」に入れてもらいたいことは、体験活動の間に授業を挟んでもいいということです。例えば、「道徳」の授業や「国語」で詩を作るなどの、教室ではなく施設の中でもできる授業をして、その後に体験活動をするなどが考えられます。

また、通信環境の整備も進める方向で、タブレット端末を持ち込んで使うということも検討しているところです。

(岩崎委員)

1泊2日の宿泊体験が93.6%で長期宿泊体験活動の取組が少ないということについて、岩武委員と同じ問題意識を持っています。私としては、せっかく時間をかけて青少年の家に行き、体験活動を行うのに1泊2日ではもったいないと思います。説明いただいたように2泊3日の宿泊体験が非常に有効で、児童生徒にとって良いことだと考えますが、どのような宿泊体験をさせるかについて指導するのは市町村教育委員会になると思います。これまで、市町村教育委員会と県教育委員会とで、宿泊体験活動についての協議や意見交換は行われているのですか。

(後藤社会教育課長)

各市町村教育委員会の学校教育課等を訪問し、意義や成果を丁寧に説明し、管内の学校で取り組んでもらえないかということをお願いしています。また、来月は、市町村教育長会議もありますので、今回の成果を報告することを考えています。

(岩崎委員)

加えて、2点お願いがあります。

より効果的な体験活動にするために外部講師を充実してほしいということと、施設の安全管理については十分注意してほしいことです。その2点をお願いします。

(岡本教育長)

少し補足をさせていただきます。

「豊かな体験活動推進事業」について、この事業は3年間の事業であり、今年度で終了しますが、実績として、青少年の家を利用した学校数も少しずつ増えており、9校（令和元年度）、9校（令和2年度）、13校（令和3年度）となっています。

課題としては、どの市町村立学校もバスを持っていないということで、香々地・九重青少年の家の両方とも、受け入れ体制はできているのですが、学校が青少年の家に来ること・帰ることに少し難しい点があります。

「豊かな体験活動推進事業」は、青少年の家利用の呼び水とするために、3年間実施してきました。この事業の成果として、呼び水にはなったと思っています。香々地・九重青少年の家も、「そんなに悪くはないね」というように受けとめてもらえていると思いますので、後は、どのようにして来てもらうかという課題をどうするかになります。

(高橋委員)

私も、以前、香々地青少年の家をよく利用していました。今回は、体験活動ということの話でしたが、今のコロナ禍の中で視点を変えて、ビジネスもワーケーションがあるように、学校の単位取得をこのような施設でできるようになると、もっと利用率も上がるのではないかと思います。

その中で何をするかというと、先ほど米持教育次長が言われたように、「道徳」であったり、ここで体験できるスポーツであったりと、いろいろなものをカリキュラムに組み込んでいけば、学校版のワーケーションのようなものになるのではないかと思います。是非、このような施設を使って、単位取得ができるようにしてほしいです。

(岡本教育長)

担当課において、検討をお願いします。

【協 議】

① 令和4年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(岡本教育長)

次に、協議第1号「令和4年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について」義務教育課長から説明をしてください。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

<説明概要>

- ・令和4年度は、小・中学校の採択替えはなく、特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で、教科書に代えて使用する一般図書の採択のみ行う。
- ・選定審議会委員の数は、条例により20名と定められている。
- ・委員の構成は、一号委員を「義務教育諸学校の校長及び教員」、二号委員を「学校教育に関する専門的知識を有する県及び市町村教育委員会の職員」、三号委員を「教育に関し学識経験を有する者」とする。
- ・一号委員7名、二号委員7名、三号委員6名とする。
- ・全体の4割以上が女性委員となるように人選をする。

(岡本教育長)

ご意見・ご質問はありませんか。

(林委員)

教科用図書というのは、教科書とは違うのでしょうか。

(武野義務教育課長兼幼児教育センター所長)

教科用図書とは、教科書のことです。なお、一般図書というのは、特別支援学校や特別支援学級の子どもたちが教科用図書に代えて使用できるものです。

(岡本教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて進めていきます。

(岡本教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。また、説明者は交代をしてください。

【議 案】

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、高校教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(岡本教育長)

次に、第4号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、第4号議案の承認についてお諮りします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

【協 議】

② 大分県教育実践者表彰について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、協議第2号「大分県教育実践者表彰について」、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

説明があった内容で進めていきたいと考えています。

(岡本教育長)

最後にその他、何かありますか。

(岡本教育長)

それでは、これで令和3年度第18回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。